調査・研究紹介

ＪＡバンクシステムの運用開始にあたって

いよいよ今月から、ＪＡバンクシステムの運用が開始される。ＪＡバンクシステムの柱は、実効性のある破綻未然防止策の確立と一体的事業推進であるが、本稿では、破綻未然防止策に焦点をあてて、今後の具体的取組みと課題について整理してみたい。

一．ＪＡバンク基本方針の概要

ＪＡバンクグループでは、昨年一二月の農林中金の総代会で「ＪＡバンク基本方針」（以下、基本方針という）を決定した。基本方針は、第二二回ＪＡ全国大会以来検討を続けてきた「破綻未然防止策のための自主ルール」そのものであり、これがいわゆるＪＡバンク法（農林中央金庫と特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）により法的な裏付けを得たものである。

基本方針に基づく破綻未然防止策の骨子は、ＪＡ・信連は①農林中金に基本方針の定めに基づく経営管理資料の提出等による経営状況の報告を行なう（経営状況の点検）、②一定の基準に該当する場合は所定の資金運用制限や経営改善策を実行する、③一定の基準に該当する経営継続上の重大な問題が生じた場合には六ヶ月以内に信用事業譲渡等を行なう、④②および③の取組みに必要と認められる場合には指定支援法人から支援を受けることができる、等である。

これらの取組みを通じて、早期是正措置が発動されるよりも早い段階（自己資本比率八％未満等）で経営改善等に取組むことにより、個別ＪＡの経営健全化とＪＡバンクグループ全体の信頼性の維持・向上をはかることを狙いとしている。

二．基本方針の具体的運用

㈠経営状況の点検

経営状況の点検（モニタリング）は、破綻未然防止策の基盤であるため、システムの実効性を担保するために、全国統一の基準に基づき厳格に運用しなければならない。

県内の実情に応じ基準を引き下げる弾力運用は行なわないこととしている一方で、県内の合意を得られれば、全国基準より厳しい県内基準を設定することは可能としている。

㈡資金運用制限のルール

資金運用制限は、当該組合のリスク耐性力やリスク管理体制等に問題がある場合に、問題が解決するまでリスク・テイクを制限・停止し、経営状態のさらなる悪化を防止するとともに、経営改善の実現性確保をはかるものである。

実際のルールの運用にあたっては、営農資金等の組合員にとって必要な資金についての対応が課題となる。

㈢経営改善のルール

経営改善の取組みでは、基準に該当するすべての項目について、ＪＡバンク中央本部および県本部（以下、ＪＡバンク本部という）から改善指導を行なうのが基本であり、収益に関する事項についても例外ではない。この場合の経営改善は、増資や資本注入によって単に自己資本比率を引き上げることを目的とするのではなく、ＪＡの収益構造を根本的に改善する必要がある。

具体的な経営改善指導にあたっては、他事業に関する事項や経営全般に関する事項が含まれるため、中央会系統との連携が重要である。

収益に関する事項について、中央会系統では、平成一四年度（一三年度決算）は「二期連続して当期利益、経常利益が大幅赤字で、この傾向が続けば自立的な経営を維持できなくなる恐れのあるＪＡ」について、全国段階で要改善ＪＡ（重点指導先）を決定する、と整理している。

よって、収益状況に問題があるが、資金運用制限の基準に該当せず、中央会の定める要改善ＪＡにも該当しない場合は、ＪＡバンク本部から基準への該当を通知し、当該ＪＡで自主的な経営改善に取組むことに

なる。もっとも、ＪＡグループでは、第二二回ＪＡ全国大会で「平成一七年度を期限とした事業部門単位の独立採算制の確立」を決議し、行動計画に盛り込んでいるところであるため、部門収支の改善の問題は、中央会を中心に着実に取組まなければならないものである。

㈣ 組織統合のルール

実質自己資本比率が四％未満であったり、体制不備や検査・監査の指摘内容が経営継続に支障を来す重大な問題である場合等については、中央本部より組織統合（事業譲渡等）の勧告を行ない、六ヶ月以内に実行することとしている。

ペイオフ解禁後には、早期是正措置発動（自己資本比率四％未満）に猶予措置はなく、また当該組合の個別名が公表される見込みであることから、公表された時点で、当該組合の対処方針を同時に発表できる仕組みを構築しなければならない。よって、ＪＡの場合は信連への事業譲渡を基本としているところであるが、事前に合併の方針が決定しており、すぐに実行できるのであれば、合併による組織統合も可能である。この意味からも、日頃の経営点検が重要である。

㈤ 指定支援法人の支援

指定支援法人による支援は、経営改善に取組む組合、および組織統合により不振組合の受け皿となる組合に対する資本注入を基本とする。資本注入は一定期間内（一〇年以内を想定）に確実に返済原資を確保し、返済されることを前提としていることから、組合の基礎的な収益力の改善が不可欠である。さらに、自力再建のための資本注入については、経営体制の刷新、自力での内部留保の積み上げを資本注入の前提条件として、安易な注入にならないようにしている。

ペイオフ解禁後に、万が一経営破綻が発生した場合には、貯金保険機構の支援（ペイオフ発動）に加え、指定支援法人からの資金援助を実施することにしている。この場合、前記のとおり経営破綻の事実は即刻実名で公表されるため、全国の貯金者の動揺を防ぐ観点から、系統として即座に処理方針・支援スキームを発表する必要がある。よって、系統側の支援は指定支援法人からの支援を基本とすることとして、ペイオフ解禁後の破綻処理のあり方について議論を始めたところである。

なお、資金援助の支援を受けた県域に対しては、一定の期間指定支援法人の拠出負担金に差をつける方向で協議しているところである。

三．ＪＡ全体の収益構造の改善

ＪＡが金融機関である以上、仮に、経済事業等の信用事業以外の赤字が主因だとしても、自己資本比率が四％を下回ることになれば早期是正措置に基づく業務改善命令、〇％を下回ると業務停止命令が発動され、結果として、経済事業を含めたＪＡの事業基盤全体が影響を受けることになる。

さらに、競争激化により、今後は信用・共済事業の収益も縮小していくことが予想され、これまでのように信用・共済事業の利益で他の事業の赤字をカバーすること自体が困難になることも認識しなければならない。

このような環境下で総合事業体であるＪＡの経営を維持し、農業協同組合としての本来使命を果たすためにも、信用・共済事業に依存しない安定した収益構造を実現する必要がある。このためには、第二二回ＪＡ全国大会で決議したとおり、事業システムの見直し等による「徹底した収益改善」に向け、ＪＡグループ全体の課題として正面から取り組まなければならない。

四．まとめ

これまで、ＪＡバンクシステムの運用開始にむけて基本方針の確定と周知、ＪＡバンク本部の設置等の体制整備に取組んできたが、いよいよ具体的なシステム運用の段階に移行したわけである。運用にあたっては、システムの実効性を担保するために、また、これまでの反省に立ち、運用に従事する農林中金および信連は、ルールに従って淡々と、透明な指導を実践することが求められる。

一方で、基本方針の内容は、環境変化やＪＡ経営の実態、実際のシステム運営にともなって発生する課題等を踏まえ、適宜見直していくことが必要である。

（農林中金推進統括部　戸高聖樹）